

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 非上場株式の相続税評価方法の改正

非上場株式の評価方法は、会社の規模別に、つぎのとおり定められています。

規模区分		評価方法
大会社		類似業種比準価額×100%
中会社	大	類似業種比準価額×90% + 純資産価額×10%
	中	類似業種比準価額×75% + 純資産価額×25%
	小	類似業種比準価額×60% + 純資産価額×40%
小会社		類似業種比準価額×50% + 純資産価額×50%

いずれの規模の会社も「純資産価額×100%」を選択することができます。

1. 会社規模の区分判定の改正

会社規模判定上の①総資産価額および従業員基準、②取引高基準が改正されました。

① 総資産価額・従業員基準

② 取引高基準

規模区分	総資産価額			従業員数	取引高			
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
大会社	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	
中会社	大	4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上
	中	2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	20人超 35人以下	3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上
	小	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 20人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上
小会社	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	

「①総資産価額と従業員数のいずれか下位区分」と「②取引高」のいずれか上位区分で判定します。

※従業員数が70人以上の場合は、上記にかかわらず「大会社」となります。

2. 類似業種比準方式の改正

類似業種比準価額の「類似業種株価」「比準要素バランス」が改正されました。

①	類似業種株価：「(課税時期)当月平均、前月平均、前々月平均」、「前年平均株価」に加え「課税時期以前2年間平均株価」を選択可能に
②	比準要素バランス： $\frac{\text{配当} \times 1 + \text{利益} \times 3 + \text{簿価純資産} \times 1}{5} \Rightarrow \frac{\text{配当} \times 1 + \text{利益} \times 1 + \text{簿価純資産} \times 1}{3}$

お見逃しなく！

- ① 同族株主以外の株主等が非上場株式を取得する場合は、特例的評価方式である「配当還元方式」によって評価します。
- ② 今回の改正は、2017年1月1日以降の相続・贈与から適用されます。